

翁猿楽の成立と歌謡

天野文雄

従来、翁猿楽について注意されてきたこと

の一つに歌謡の撰取ということがある。たとえ、千歳の二ノ舞のあとに謡われる「あげまきやとんじや——」が催馬楽の「総角」であることや、千歳の「鳴るは瀧の水——」が『梁塵秘抄』や『平家物語』等にみえる今様であることなどはかなり早くから指摘されていたし、また、これほど明確な例ではないが、この他にも二、三の類似歌謡が指摘されていて、翁と歌謡との緊密な関係は動かしがたいと言つてよい。問題はこうした歌謡とのかかわりが翁猿楽本来のものであったのかどうかだが、これらの歌謡の流行の時期と翁猿楽の成立期とがほぼ重なることを考えると、翁猿楽の成立に歌謡が深く関与した可能性はきわめて高いと考へてさしつかえあるまい。ただ、歌謡との関係をめぐつてのこれまでの研究は、いずれも大幅な変化を重ねてきた現行詞章をもとにしたものであり、その点で徹底を欠く憾みがあった。そこで詞章の変遷などを考慮し、新しい資料をも加えつつ、翁と歌謡との緊密な関係を補強し、あわせて翁猿

楽の成立の事情にも触れてみたい。

まず、冒頭の翁の祝歌「所千代までおはしませ、我等も千秋さむらふ、鶴と亀との齡にて、幸心にまかせたり」であるが、これについては天文十一年（五五〇）に書写された「伊勢神楽歌」の中に類似する歌謡のあることが指摘されている。しかし、「伊勢神楽歌」所収歌謡は天文以前とまで溯るものか不明であり、その点が翁の典拠としては大きな難点であった。しかるに、『平家物語』には「龜を失つた祇王が清盛に召されて「仏も昔は凡夫なり」の今様を謡う有名な場面があるが、興味深いことに南都本ではこのあとで仏御前が次のような今様を歌っているのである。

君ハ万歳（おはしませ）マシマセヨ我等モ御願（おまが）ニサフラ
ハンツルト亀トノヨハイニハ幸ヒコ、ロ
ニマカセタリ

この今様が南都本にしかないことをどう解釈すべきか問題はあろうが、この今様は「伊勢神楽歌」所収のものとはほぼ同じであり（傍に校異を付した）、この南都本の記事によって天文の神楽歌が翁猿楽の成立と相前後する時

期に存在していたことが明らかとなる。しかもこの祝歌は室町期の翁の詞章によると、千歳の一ノ舞のあと（現行観世流では「君の千歳を経んことも——」の部分）でも繰り返して歌われているのであって、翁の中では印象的な詞章であったと思われる。ちなみに現在の金春流・喜多流はこのところを「所千代までおはしませ、われらも千秋さむらはん」と冒頭の祝歌の一部を繰り返して謡っていて、室町期の詞章の名残りをとどめている。前述の「あげまきや」と「鳴るは瀧の水」にこの祝歌とをあわせると、歌謡と緊密な関係を有する箇所は実に翁の過半に及ぶのであって、出典が見出されないのは「千早振」以下の祝言くらいということになる。

一方、父尉延命冠者の式にも『梁塵秘抄』の四句神歌「我等が住み家は花の園、生まれは切利天、父をはくはん国の王や金包太子なり、我等が住み家は花の上」との類似が指摘されている。しかしながら、古態の詞章によると歌謡との結びつきはいっそう明確なのである。すなわち、『八帖花伝書』等にみえる父尉延命冠者の詞章は、

御願は何所小官者殿、釈迦牟尼仏の小官者殿、父をは浄飯大王と白、母は是摩耶婦人、善学長者の娘なり、生所は切利天、一所は花園、御座つれ、父の尉、親子と

置れ、御祈禱申さん(八帖花伝書による)というもので、現行詞章が触れない浄飯大王や摩耶婦人に言及している点に特色が認められる。『禪鳳雑談』に、「おきなおもての事(中略)じやうほん大(主)よりおこり候」とあるから、浄飯大王に言及するのが父尉延命冠者の古態であろう。この古態詞章ときわめて似通った詞章をもつのが上鴨川住吉神社の「冠者」であり、民俗芸能の詞章が意外に古態を保っていることを示唆している。それとはかく、この父尉延命冠者については従来指摘されてきた前掲の四句神歌の他に、次の『梁塵秘抄』の四句神歌がかかわりをもっていることは疑う余地があるまい。

釈迦牟尼ほとけのわらはなは、七達太子と申けり、ち、をば上ほんわうといひ、

は、これ善覚長者のむすめまや夫人

かくして、翁猿楽と歌謡との関係は決定的と言つてよいが、詞章以外にもこれに対応するような資料がいくつか存在する。たとえば鎌倉期の翁猿楽を偲ばせる資料に『普通唱導集』(永仁五年成立)があるが、その「猿楽」の項にはよく知られている次の文言がある。

老翁面之白髮、羽十六之歌無滞
冠者公之龜肩、齡廿計之貞有粧

さしあたって問題となるのは傍線部で、文意必らずしも明らかではないが、この表現はよ

どみない歌が翁の重要な要素であったことを物語るものと解して差支かえないであろう。この「十六之歌」という意味不明の語に関して想起されるのが近世の『猿楽伝記』で、その猿楽起源説の中で何度も説かれている「十六章の謡物」である。『猿楽伝記』はこの謡物を「芭蕉」などの乱曲と理解しているようだが、十六という数と言ひ、猿楽の起源について

の伝承であると言ひ、はた謡物と言ひ、『普通唱導集』の「十六之歌」と呼ぶする点が多いのは注意すべきで、古い伝承がくずれつつも『猿楽伝記』に伝えられている可能性も大いにあるのではないか。また、『禪鳳雑談』に「三人のおきな、十しゆと申事をうたいはじめられ候」とある「十しゆ」も、「うたいはじめられ候」とされているところをみると、これも「十六之歌」と同じものである可能性が高いと思う。そして、ここで関連をもつてくるのが『風姿花伝』等に言及される六十六番(猿楽)なる芸能である。詳述する

余裕はないが、六十六番の内容は今様等の歌謡であったことが多武峯や日光山の修正会の延年からうかがえるのであり、これが翁猿楽の母体として伝えられている事実は、翁猿楽の祖型が多様な歌謡であったという、抜きさしならない両者の関係を示唆しているように思う。(あまのふみお 国学院久光山高校講師)